

〒103-0022

東京都中央区日本橋室町1-12-12 水島ビル5F

三愛経営労務管理センター

電話 03-3246-2757

△ 令和7年の年末調整の変更予定

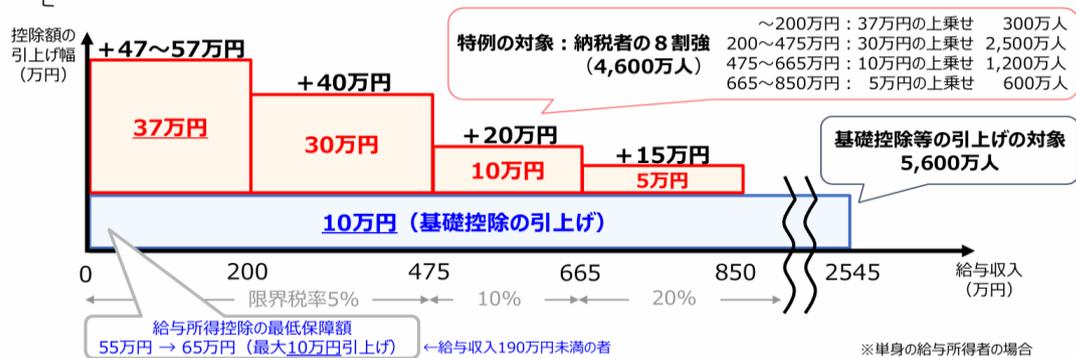
令和7年の年末調整から基礎控除の引き上げ等の変更が予定されています。
内容が確定次第ご案内してまいります。以下は財務省が公開した資料です。

基礎控除等の引上げと基礎控除の上乗せ特例の創設

基礎控除等の引上げ
デフレからの脱却局面に鑑み、基礎控除の額が定額であることにより物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対応。これにより課税最低限は103万円から123万円に
・ **基礎控除**：48万円から10万円引き上げ、**58万円**に ※物価上昇を勘案し**20%**の引上げ
・ **給与所得控除の最低保障額**：55万円から10万円引き上げ、**65万円**に

基礎控除の上乗せ特例
1. **低所得者層の税負担への配慮**（恒久的措置）
生活保護基準や最低賃金の水準等を勘案し、**課税最低限を160万円に引き上げ**
2. **中所得者層を含めた税負担軽減**（令和7年・8年）
物価上昇に賃金上昇が追いついていない状況を踏まえ、**高所得者優遇とならないよう工夫して上乗せ**

⇒ **単身世帯の場合、対象となる全ての収入階層で2万円以上（2～4万円）の税負担減**
令和7年12月の年末調整から適用



△ 在職老齢年金支給停止調整額の引き上げ

老齢厚生年金を受給されている方が厚生年金保険の被保険者であるときに、受給されている老齢厚生年金の基本月額と総報酬月額相当額に応じて年金額が支給停止となる場合があります。その計算に用いられる支給停止調整額が改定されます。

支給停止調整額 2024年度 50万円 → 2025年度 51万円

マイナ保険証の有効期限をご存知ですか？

◆マイナンバーカードと有効期限

マイナ免許証の交付開始時に、現行システム上の注意点としてマイナンバーカードと運転免許証の更新の順番によっては免許情報の再度の紐付けをしないと免許不携帯になるおそれがあるとの注意喚起がされましたが、マイナ保険証でも有効期限に注意が必要です。

マイナンバーカードの有効期限は、18歳以上が発行の日から10回目の誕生日まで、18歳未満は5回目の誕生日までですが、マイナ保険証利用時等に利用する電子証明書（数字4桁）の有効期限は、全年齢で5回目の誕生日までとされているからです。

つまり、マイナンバーカードは有効期限内であってもマイナ保険証は期限切れ、ということが起こり得るのです。

◆有効期限が切れてしまったら？

マイナンバーカードおよび電子証明書は、有効期限の2～3カ月前を目途に有効期限通知書が送付されてくるので、市区町村窓口で手続きをすれば更新できます。

期限内に手続きができなかった場合、期限切れから3カ月間は引き続きマイナ保険証で受診できます（保険資格情報の提供のみ）。3カ月を過ぎるとマイナ保険証では受診できなくなり、再発行の手続きをしなかった場合、3カ月以内に資格確認書が交付されます。

◆どんな手続きが必要？

マイナンバーカードおよび電子証明書は、上記のとおり、有効期限が近づくと有効期限通知書が送付されてきます。

通知書に交付申請用QRコードがある場合は、スマートフォンで申請の上、市区町村窓口で新しいマイナンバーカードと交換できます。QRコードがない場合は、有効期限通知書に記載された必要書類を持って市区町村窓口で手続きをします。

職業情報提供サイト（job tag）がリニューアル

◆「job tag」とは

厚生労働省は、3月18日に職業情報提供サイト（job tag）をリニューアルしました。

「job tag」は、500を超える職業について、ジョブ、タスク、スキル等の観点から職業情報を「見える化」し、求職者等の就職活動や企業の採用活動、人材育成等を支援するウェブサイトで、企業の採用活動においては、求める人物像の明確化、人材育成では、従業員のスキルの棚卸し等による教育や訓練の検討、人材配置の検討などに活用できます。

◆主なリニューアルの内容

主なリニューアル内容としては、①サイトの正式名称を「職業情報提供サイト（job tag）」に変更、②職業解説に新しい職業を追加、のほかに、③職業情報ページに掲載している賃金情報の追加（1時間当たりの賃金や月別求人賃金等の情報を追加、民間人材サービス企業における賃金相場へ

のリンク)、④サイトの使い方動画の追加があります。

◆企業の活用例

「job tag」は、例えば「求人票作成に必要な情報を整理し、わかりやすい求人票を作成したい」、「求人票作成における情報の整理等にかかる労力を削減したい」という場合に活用することができます。その他サイトでは、企業向けに、①職務の見える化、②人材の見える化、③社員のキャリア形成、④人材の採用、⑤社員の能力開発、⑥顧客の業務内容の理解における本サイトの活用例を紹介しています。

活用法はさまざまですので、ぜひ自社でも利用できることはないか検討してみてください。

【厚生労働省職業情報提供サイト「job tag」】

<https://shigoto.mhlw.go.jp/User/>

厚生労働大臣が定める現物給与の価額が改正されました

日本年金機構は、令和7年度から適用となる全国現物給与価額一覧表（厚生労働大臣が定める現物給与の価額）を公開しました。物価高の影響を踏まえ、食事として支給される現物給与の評価額が引き上げられました。

◆現物給与について

厚生年金保険および健康保険の被保険者が、勤務する事業所より労働の対償として現物で支給されるものがある場合は、その現物を通貨に換算し報酬に合算のうえ、保険料額算定の基礎となる標準報酬月額を求めることとなります。現物で支給されるものが、食事や住宅である場合は、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」（厚生労働省告示）に定められた額に基づいて通貨に換算します。また、自社製品等その他のもので支給される場合は、原則として時価に換算します。

なお、本社管理（本社と支店等が合わせて1つの適用事業所になっていること）の適用事業所における支店等に勤務する被保険者の現物給与は、平成25年4月1日以降、支店等が所在する都道府県の価額を適用しています。

◆食事で支払われる全国現物給与価額一覧表の抜粋（都道府県により異なる）

- ・ 1人1月当たりの食事の額：22,800円～25,200円（900円程度増）
- ・ 1人1日当たりの食事の額：760円～840円（40円程度増）
- ・ 1人1日当たりの朝食のみの額：190円～210円（10円程度増）
- ・ 1人1日当たりの昼食のみの額：270円～290円（10円程度増）
- ・ 1人1日当たりの夕食のみの額：310円～340円（20円程度増）

改正された現物給与の価額は、標準報酬月額の算定における「固定的賃金の変動」に該当します。

「被保険者報酬月額変更届」が必要になる場合がありますのでご注意ください。

派遣事業報告書は今からチェック

派遣事業報告書は、労働者派遣法に基づき派遣元事業主が年1回、提出を義務付けられている法定報告書です。派遣労働者の契約状況・安全衛生管理・キャリアアップ措置の実施状況などを記載します。提出期限は、例年6月末となっていますが、正確な内容で期限内に提出できるよう事前にチェックしておきましょう。

◆提出不備は事業継続にマイナス影響

未提出の場合、罰金や、派遣許可取消・業務停止命令の対象となります。虚偽報告が発覚した場合の信用失墜は取引先離れを招きますし、派遣労働者の方々の生活も脅かします。許可取消処分を受けた事業者の多くが報告書不備を要因としています。

◆事業報告書のポイント

◎2024年様式変更への対応

新様式では欄の配置変更が行われており、旧様式使用は受理されません。都道府県労働局のホームページから最新の様式をダウンロードして使用しましょう。

◎「収支決算書」「関係派遣先割合報告書」にも注意

事業報告書と同時に、3月決算の会社では、労働者派遣事業収支決算書と関係派遣先派遣割合報告書も、同じタイミングで提出期限がきますので注意しましょう。

◎電子申請でも原本保存が必要

電子申請（e-Gov）の場合も原本保存義務が発生するため、データの保存体制の構築が求められます。法令遵守が事業存続の前提条件となっている現代において、報告書管理は経営リスク管理の要です。

なお、2020年改正派遣法施行後は、同一労働同一賃金の実施状況を確認する労使協定の添付が必須（労使協定方式を選択している場合）となり、待遇改善の進捗管理ツールとしての側面も強まっていますが、これに関して、派遣事業報告書に“36協定”を添付して提出してしまう勘違いがよくあるそうです。「労使協定」と聞くと最初に思い浮かぶのが36協定なのでしょうけれども注意が必要です。

育児・介護休業法と次世代育成支援対策推進法による公表制度の改正

2024年の通常国会で成立した「育児・介護休業法」と「次世代育成支援対策推進法」の改正法は、2025年4月1日から段階的に施行されています。内容は多岐にわたりますが、ここでは4月1日に施行された企業の公表義務に関する改正をご紹介します。

◆育児・介護休業法—育児休業取得状況の公表義務が300人超の企業に拡大

従来は、従業員数1,000人超の企業に育児休業等の取得状況を公表することが義務付けられていましたが、4月1日から、従業員数300人超の企業に公表が義務付けられることとなりました。公表内容は、公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における男性の

「育児休業等の取得割合」または「育児休業等と育児目的休暇の取得割合」のいずれかの割合を指します。

育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。

- ・ 育児休業（産後パパ育休を含む）
- ・ 法第 23 条第 2 項（3 歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務）または第 24 条第 1 項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業

◆次世代育成支援対策推進法—行動計画策定・変更時に育児休業取得等に関する状況把握・数値目標設定の義務付け

従業員数 100 人超の企業が 4 月 1 日以降に行動計画を策定または変更する場合には、次のことが義務付けられます（従業員数 100 人以下の企業は、努力義務の対象です）。

- ・ 計画策定時の育児休業取得状況（男性労働者の「育児休業等取得率」または男性労働者の「育児休業等および育児目的休暇の取得率」）や労働時間の状況（フルタイム労働者 1 人当たりの各月ごとの法定時間外労働および法定休日労働の合計時間等の労働時間（高度プロフェッショナル制度の適用を受ける労働者にあたっては、健康管理時間））の把握等（PDCA サイクルの実施）
- ・ 育児休業取得状況や労働時間の状況に関する数値目標の設定

令和 7 年度のキャリアアップ助成金の主な変更点

令和 7 年度のキャリアアップ助成金のパンフレットやリーフレットが公表されました。4 月以降の変更点のポイントについて説明していきます。なお、ここでは大企業の支給額は省略し、中小企業の支給額のみを掲載します。

◆正社員化コースの変更点

キャリアアップ助成金は、非正規雇用労働者を企業内でキャリアアップさせ、正社員転換や待遇改善を行う企業を支援する制度です。

まず、正社員転換等をした場合に助成される「正社員化コース」では、重点支援対象者が導入されました。重点支援対象者とは、雇入れから 3 年以上経過した有期雇用労働者、派遣労働者、母子家庭の母、人材開発支援助成金の対象訓練を受けて正社員へ転換した者等のことをいいます。これまで「有期→正規」「無期→正規」への転換の場合、2 期分の合計でそれぞれ 80 万円、40 万円が支給されていましたが、4 月からは重点支援対象者に支給されることになります。

対象以外の人には、1 期（6 か月）分のみ半額の 40 万円、20 万円が支給されます。なお、新規学卒者については、雇入れられた日から起算して 1 年未満のものについては、支給対象者から除外となります。

◆賃金規定等改定コースの変更点

「賃金規定等改定コース」では、賃上げ引上げ区分が従来の 2 区分から 4 区分に細分化され、助成

額が拡充されました。3%以上4%未満で4万円、4%以上5%未満で5万円、5%以上6%未満で6.5万円、6%以上で7万円となります。

さらに、有期雇用労働者等の基本給の3%以上を引き上げた場合、1事業所当たり1回のみ20万円が加算されます。

◆キャリアアップ計画書の手続きの簡素化

キャリアアップ計画書は、これまでは各コースの取組み実施日の前日までに管轄の労働局長に提出し、認定を受ける必要がありましたが、届出のみでよいことになりました。

各コースの詳細は、下記のパンフレットやリーフレットで確認できます。支給申請については、当事務所にご相談ください。

【厚生労働省「キャリアアップ助成金のご案内（令和7年度版）（パンフレット）」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001469672.pdf>

【厚生労働省「キャリアアップ助成金のご案内（令和7年度版）（リーフレット）」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001469677.pdf>

【厚生労働省「キャリアアップ助成金改正概要リーフレット（令和7年度版）」】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001450174.pdf>

5月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

12日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

15日

- 特別農業所得者の承認申請 [税務署]

6月2日

- 軽自動車税（種別割）納付 [市区町村]
- 自動車税（種別割）の納付 [都道府県]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]
- 確定申告税額の延納届出額の納付 [税務署]